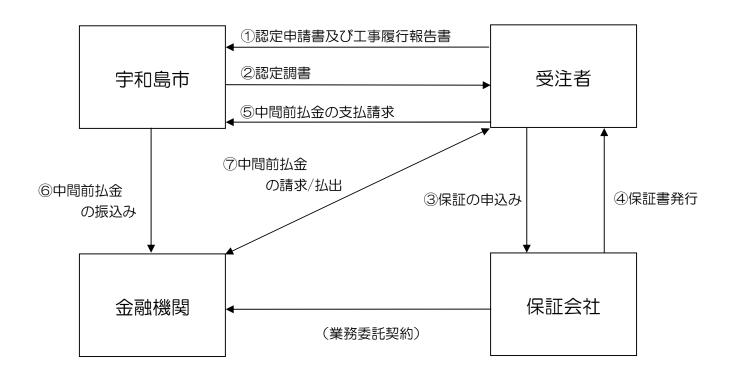
## 中間前金払に係る手続きの流れ



- ① 中間前払金を請求する受注者は、「<u>中間前金払認定申請書(様式第1号)</u>」(以下「申請書」という。)、「<u>工事履行報告書(様式第2号)</u>」(以下「報告書」という。)を工事担当課に提出する。
- ②~③ 要件を具備している認定を受けた受注者は、「中間前金払認定調書(様式第3号)」をもって保証会社に保証申込を行う。
- ④~⑤ 保証証書ができた後、受注者は、<u>請求書</u>(市指定様式)、保証証書を工事担当課に提出し、中間前払金の請求を行う。
- ⑥ 請求後 20 日以内に受注者の預託金融機関へ中間前払金を振り込む。